

「ご契約のしおり-約款」変更のお知らせ

「ご契約のしおり」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

- 2・3・4・5分冊の「I.ご契約に際して」中の「クーリング・オフ制度（ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除）」の記載について、つぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）


申込者または契約者（申込者などといいます）は、重要事項説明書（注意喚起情報）を受け取った日またはご契約の申込日のいずれか遅い日^①から、その日を含めて15日以内であれば、書面または電磁的な方法（当社ホームページ等）による申出により、ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除（申し込みの撤回などといいます）をすることができます。当社ホームページによる申出の場合は、「クーリング・オフ手続き」からお申し出ください。なお、当社ではご契約の申込日以前に重要事項説明書（注意喚起情報）をお渡ししています。

- 2・3・4分冊の「I.ご契約に際して」中の「クーリング・オフ制度（ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除）」の「その他」の記載（2・4分冊は4つ目の●部分、3分冊は3つ目の●部分）について、つぎのとおり変更いたします。

●申し込みの撤回などの時点において、保険金・死亡給付金などの支払事由が生じている場合には、申し込みの撤回などの効力は生じません。ただし、申し込みの撤回などの時点において、申込者などが保険金・死亡給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

- 2・3・4・5分冊の「VI.会社・制度のご案内」中の「生命保険契約者保護機構」について、（注1）の記載をつぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

（注1）上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

- 2・3・4・5分冊の「VI.会社・制度のご案内」中の「生命保険契約者保護機構」について、 の記載をつぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2022年4月時点の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 4分冊26ページ「I.ご契約に際して」中の「現在加入の変額年金保険にかえて、個人年金保険（2018）への加入を検討されているお客さまへ」の記載（7つ目の●部分）について、つぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

●申込者または契約者は、重要事項説明書（注意喚起情報）を受け取った日またはご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて15日以内であれば、書面または電磁的な方法（当社ホームページ等）による申出により、ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除（申し込みの撤回などといいます）をすることができます（クーリング・オフ制度）。当社ホームページによる申出の場合は、「クーリング・オフ手続き」からお申し出ください。書面による申出により、申し込みの撤回などをする場合は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により上記期間内（15日以内の消印有効）に下記住所あてお申し出ください。申し込みの撤回などがあった場合には、ご契約の申し込みがなかったものとして、現在加入の変額年金保険に戻ります。

2・3・4・5分冊用

契企[登]17192-01

(登) C21P0343(2022.1.17)